



議案第 十八号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

「和室 二七

大ホール

オープンスペース

ホール

サービススペース

プール

に改める。

「客室 三七室

大ホール洋会議室

パブリックスペース

サービススペース

温泉プール

宿泊定員一七〇人

休憩定員五五〇人

附 則

この条例は、昭和五十三年八月一日から施行する。